

災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合（以下「災害時」という。）において、甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことにより、被害の状況を把握し、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に協力を要請することができる。乙は、前項の要請を受けた時は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で情報の収集及び伝達に関して、協力を努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の規定に基づき乙に協力の要請を行う場合の手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害情報通信を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月19日

甲 三 条 市
代表者 三条市長

乙 三条市東三条一丁目6番14号
三条市タクシー協会
会長